	第68条の27第３項の表の第２号（償却費）	10556	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第３項の表の第２号）	10557	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の27第３項の表の第３号（償却費）	10543	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第３項の表の第３号）	10544	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の27第３項の表の第４号（償却費）	10519	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第３項の表の第４号）	10520	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える。

輸出事業用資産の割増償却	第68条の34第１項（償却費）	10662	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10663	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物の割増償却の項中「第68条の35第１項、」を「第68条の35第１項又は」に改め、「又は平成27年旧措置法第68条の35第１項」を削り、「第68条の35第３項第２号、」を「第68条の35第３項第２号又は」に改め、「又は平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ」を削り、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「、別表十六（五）「31」の欄又は」を「若しくは別表十六（五）「31」の欄の金額（これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は法規」に改め、同表準備金方式による特別償却（特別償却準備金積立不足額）の項中「金額」の次に「（同欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加え、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の譲渡の特例の項中「又は第７項」を「又は第８項」に、「同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄」を「同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄」に、「別表十三（四）「29」」を「別表十三（四）「33」」に、「同表「31」」を「同表「36」」に、「第68条の70第７項」を「第68条の70第８項」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の譲渡の特例の項中「別表十三（四）「38」」を「別表十三（四）「43」」に、「同表「44」」を「同表「49」」に、「又は第７項」を「又は第８項」に、「同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄」を「同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄」に、「別表十三（四）「29」」を「別表十三（四）「33」」に、「同表「31」」を「同表「36」」に、「第68条の70第７項」を「第68条の70第８項」に、「別表十四（五）「18」」を「別表十四（六）「18」」に改め、同表収用換地等の場合の連結所得の特別控除の項中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加え、同表特定の資産の買換えの場合等の譲渡の特例の項中

令和３年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第３号）	10534
第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10356
令和３年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）	10234

を

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10356

に、

令和３年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第３号）	10538
第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10362
令和３年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）	10253

を

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10362

に、「別表十三（五）「33」」を「別表十三（五）「34」」に、「同表「35」」を「同表「36」」に改める。